

参加無料

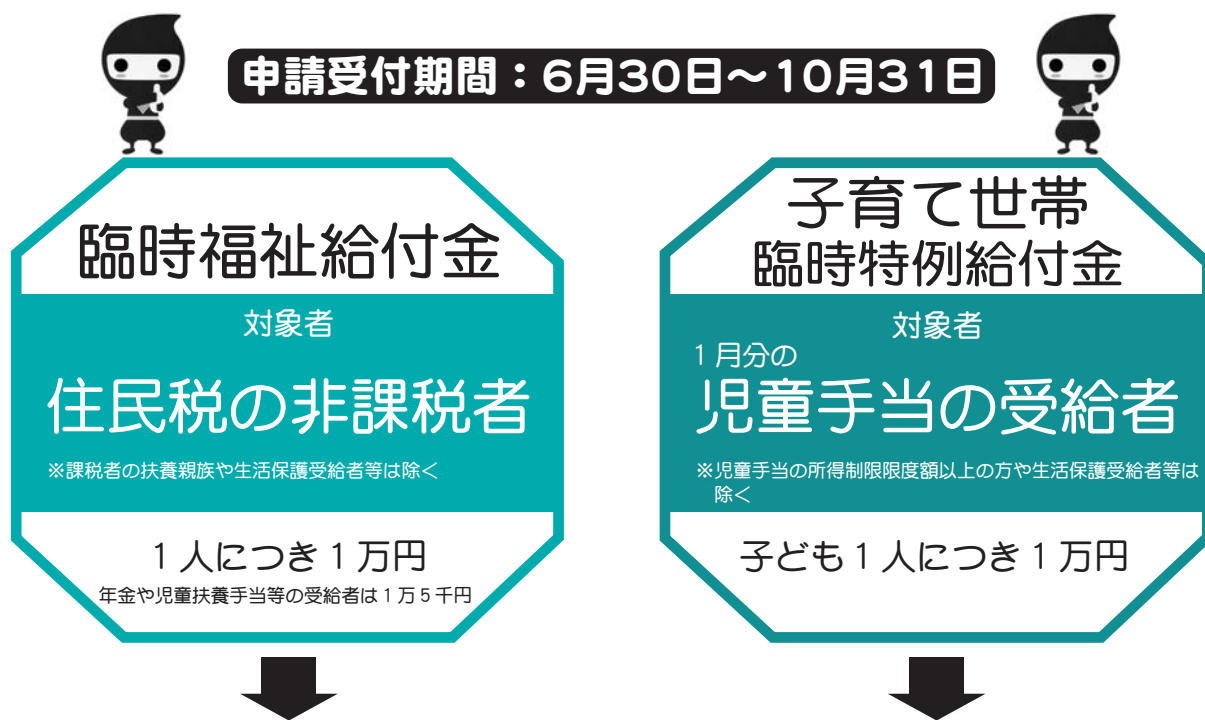
7/13
(日)

山形県介護人材確保等事業 特別講演開催
山形県の介護施設の現状と課題

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年4月からの消費税率8%へ引き上げに伴い、町民税非課税世帯及び子育て世帯に対し、臨時的な給付措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることとなりました。(受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。)

真室川町では、該当が見込まれる方には、個別に7月上旬までに申請書をお送りします。該当すると思われる方で、お手元に申請書が届かない場合は、下記にお問い合わせください。



●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、以下の場合は除きます。

- ・住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族である場合

※税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者含む)、青色事業専従者及び白色事業専従者

- ・生活保護の受給者である場合

●支給額

- ・1人につき10,000円。下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方。)
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など(平成26年1月分の手当等を受給している方。)

●支給対象者

次の全ての要件を満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付受給者
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、以下の児童は除きます。

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
- ・生活保護の受給者となっている児童

●支給額

- ・対象児童1人につき10,000円。

全戸配布のチラシもあわせてご覧ください。

●申請・お問い合わせ先……………福祉課総合福祉担当 ☎62-3436

●場所…新庄コアカレッジ ●時間…13時～14時
●お問い合わせ…お申込み…新庄コアカレッジ
E-mail: scc-office@core.ac.jp